

## 第3章 小中一貫教育検証委員会による成果と課題の検証

### 1 小中一貫教育検証委員会の開催

#### (1) 平成30年度 of 取組

武蔵村山市で取り組んできた小中一貫教育の成果及び課題について、平成31年度に保護者及び地域の方々からも広く御意見をいただく必要があることから、平成30年度は、その御意見をいただくための基礎データの収集と整理を行う必要があった。

アンケート内容の検討や様々なデータの収集、分析を進めるため、市内小・中学校の校長5名(各中学校区から1名ずつ)で構成する小中一貫教育検証委員会代表者会、同校の副校長が5名、各中学校区から4～5名の小・中学校教員からなる小中一貫教育検証委員会校区部会、合計31名の委員からなる小中一貫教育検証委員会を立ち上げ、その準備にあたった。

#### ア 第1回小中一貫教育検証委員会(全体会)

【日 時】平成30年5月15日(火)午後3時から午後4時15分まで

【内容1】小中一貫教育検証委員会の運営について

- (ア) 目的及び検証事項等について
- (イ) 成果等の検証方法について
- (ウ) 年間計画について

#### イ 第1回小中一貫教育検証委員会校区部会

【日 時】平成30年9月18日(火)午後3時から午後4時15分まで

【内容1】各校区 of 取組と検証すべきデータについて

- (ア) 学力調査等の結果 of 推移(調査結果データ分析)
- (イ) 不登校児童・生徒数 of 推移(問題行動等調査結果分析)
- (ウ) 保健室来室児童・生徒数 of 推移(保健日誌 of 分析)
- (エ) 進学先 of 変遷(指導要録 of 分析)

【内容2】今後のデータ収集等の進行管理について

【内容3】アンケートから分かる成果と課題について

#### ウ 第1回小中一貫教育検証委員会代表者会

【日 時】平成30年10月30日(火)午後3時から午後4時15分まで

【内容1】報告書プロット(案)について

【内容2】アンケート結果について

【内容3】小中一貫教育 of 成果と課題について

#### エ 第2回小中一貫教育検証委員会校区部会

【日 時】平成31年1月29日(火)午後3時から午後4時15分まで

【内容1】武蔵村山市 of 小中一貫教育 of 取組と効果について

【内容2】各アンケート of 記述内容 of 精査について

【内容3】成果指標 of 比較について

#### オ 第2回小中一貫教育検証委員会代表者会

【日 時】平成31年2月19日(火)午後3時から午後4時15分まで

【内容1】報告書プロット(第2案)について

【内容2】小中一貫教育 of 成果と課題について

## (2) 平成31年度の取組

平成30年度に収集・整理した基礎データを基に、保護者及び地域の方々からも広く御意見をいただく必要があり、学識経験者1名、市内小・中学校の校長5名（各中学校区から1名ずつ）、各中学校区から保護者代表と学校運営協議会委員が1名ずつ、合計16名の委員からなる小中一貫教育検証委員会を立ち上げ、市全体で取り組んできた小中一貫教育の成果と課題を検証した。

### ア 第1回小中一貫教育検証委員会

【日 時】令和元年5月7日（火）午後3時30分から午後4時45分まで

【内容1】委員長・副委員長の選出

【内容2】協議

(ア) 報告書（第3案）の内容について

(イ) 小中一貫教育の成果と課題について

### イ 第2回小中一貫教育検証委員会

【日 時】令和元年9月17日（火）午後3時30分から午後4時45分まで

【内容1】報告事項

(ア) 第1回の会議録（要旨）について

(イ) 検証委員会報告書の作成について

【内容2】協議

(ア) 今後の小中一貫教育の方向性について

(イ) その他

### ウ 第3回小中一貫教育検証委員会

【日 時】令和2年2月4日（火）午後3時30分から午後4時45分まで

【内容1】報告事項

(ア) 第2回の会議録（要旨）について

【内容2】協議

(ア) 報告書（第4案）の内容について

(イ) その他

## 2 小中一貫教育検証委員会による検証結果

### (1) 武蔵村山市における小中一貫教育の成果と課題について

#### ア 小中一貫教育の成果について

(ア) 児童・生徒に変容が見られること

卒業式に向けて中学1年生と2年生の子供たちが歌の練習をしないと、生徒の方から言ってきた。これは、今までになかったことで、生徒主体の動きが出てきている。（児童・生徒の主体性の伸長）

この6年間の中で、子供たちの様子が変わってきている。子供たちの中から「見本となる意識」ができ、6年生が困っているところを9年生がサポートするなど、上の学年が下の学年をサポートする風土ができてきている。（他者意識、相手を思いやる気持ちの醸成）

学校が落ち着いたのが小中一貫校になったからだと思えば結び付けるのは難しいが、

結果的には落ち着いてきているのが実態である。(生活指導上の課題の減少)

- 生徒の高等学校への進学率は改善している。(キャリア教育の充実)
- 中学生が小学生の目を気にするという視点が大きい、中学生が小学校の先生の目を気にすることが大きな変化である。「(自分自身が)こんなことができるようになったんだ。」というのを、小学校の先生に見てもらいたいという気持ち、中学生にあることが分かった。(児童・生徒の承認欲求を満たす場の充実)
- おもてなしの行事の中で四中の生徒が七小の餅つきに來たり、運動会のお手伝いをしたりしている。隣の学校に進む不安は軽減されている。中1ギャップへの対応としてブリッジプログラム、白衣を着た理科の先生が来て興味を引く良さも感じている。(児童・生徒の不安の軽減)

(イ) 教員及び教員相互の関係に変容が見られること

- 小・中学校の教員間のそれぞれの違いがあり、よく見える部分と悪く見える部分があり、壁がある。子供たちはその壁をとらなければならないが、教員がその壁を取り払って子供たちをよく見ていかなければならない。最初は大変だったと思うが、それを乗り越えていくと、子供たちにとってとても大きなプラスになる。(小・中学校教員の連携・信頼関係の構築)
- 教員相互のコミュニケーションがとれるようになったことは大きい。隣同士の学校なのに、今まで疎通が十分ではなかったが、今は、教員間が活発に意見交換できるようになった。(小・中学校教員の連携・信頼関係の構築)
- 分離型の中学校に勤務しているときには、中学校区の小学校長に助けられた。小学校の段階で、中学校に迷惑をかけないようにという指導を、両方の小学校でしてくれていた。校長が同じ方向を向いて取り組めることが非常に良かった。(校長の連携)

イ 武蔵村山市における小中一貫教育の課題について

(ア) 小中一貫教育に関する市民への広報と理解が十分ではないこと

- 地域・保護者にとっては、小中一貫校と小中一貫教育の違いが理解しにくいことから、小学校から選択しなければならないという意識につながる。(小中一貫教育の広報と市民の理解)
- 小中一貫教育について、一体型、隣接型、分離型の違いが分かりづらいという意見があった。(小中一貫教育の広報と市民の理解)

(イ) 施設分離型小中一貫教育は、施設一体型及び隣接型と異なり、物理的な限界があるということ

- 分離型の学校では、小・中学校が合同で取り組む内容の話題は厳しいものがある。小・中学校が離れていると、複数校が一緒にやるための日程等の調整が、非常に困難である。(小中一貫教育の立地条件等による限界)

(ウ) 小中一貫教育への期待と児童・生徒の実態に一致しない点があること

- 学力に関しては、ブリッジプログラムを組んで小・中学校で取り組んでいるが、成果を上げるのは難しい状況である。(学力の向上)

ウ 武蔵村山市における小中一貫教育に関するその他の意見

(7) 小中一貫教育と6・3制教育にそれぞれの良さがあるということ

□ 隣接型の小中一貫校は、完全に一体ではない良さがある。小学校は6年、中学校は3年の良さがある。

□ 小中一貫教育も6・3制の教育も、それぞれの良さがある。その子にとってはどちらの教育を選択しても良さはある。

(4) 小中一貫教育であっても、子供たちにとっては7年生で一つのステップアップがあるということ

□ 学年の変化に伴う変化はどの学年もあるが、7年生に上がるにあたってほかの学年よりもステップが上がる。子供たちなりに成長している。子供たちの集団は変わらないので、お互いの牽制はない。

(ウ) 小中一貫教育による学校の特色化が、地域・保護者の学校選択の要因の一つになっているということ

□ 学校選択をする子供・家庭にはいろいろな理由がある。落ち着いた学校に行きたくて荒れた学校には行きたくないのは、いつの時代も共通している。

□ 学校選択制とからんで、学校に対して、保護者から、「途中から入って大丈夫か」との相談がある。小中一貫教育の特色を創りすぎることによって他の学校との差別化を図ってしまうと、地域や保護者の不安をあおる面もあるのではないか。

□ 学校選択で学校を選んでいいということも関係して、ある小学校の児童が減っているのかもしれない。地域の間人からすると、子供たちは地域の学校に入ってほしいという気持ちがある。

(2) 武蔵村山市における小中一貫教育の今後の方向性について

ア 小中一貫教育の定義について

(7) 事務局からの提案

武蔵村山市における小中一貫教育の定義について、「直面する教育課題や義務教育最終年度に目指す具体的生徒像を小・中学校で一本化し、その実現に必要な様々な資質・能力を、意図的・計画的・段階的に身に付けさせることを目的とした系統性・継続性のある教育」といたしたい。

小学生と中学生が一緒になって取り組めることが理想的ではあるが、施設分離型では日程等の調整が困難であるという意見が委員からも出ているため、「小・中学校が一緒になって行事等に取り組む」といった内容については、意図的に含まなかった。

武蔵村山市としてのゴールは、それぞれの形態があるため、広い形、自由度の高い定義で揃えていければと考えている。

(4) 委員からの意見

□ 定義について、これでいい。取り組みやすいものだと感じている。教育委員会から中学校区ごとの目標設定等、教育課程の指導もあり、校区での研究にも取り組んでいる。

- 提案されている定義は広く、9年目の姿は大雑把に書かれている。中学校区を基準にした学校ごとの目標を設定するとなると、武蔵村山市全体としての目標を明確にしておかないと、市全体の教育の方向性として足並みが揃わないのではないか。
- 市全体で、ある程度こうした子供を育てたいというゴールを一緒にしておかなければならないと考える。具体的なものがあればよいのではないか。
- 大括りとしてはいい。学校ごとでなく、武蔵村山市としてはこういう考えだというものがあるといいのではないか。市町村ごとに目指すものは違うであろうと思う。
- 大括りがよい。中学校区で合わせるとなると難しい面もあるが、考え方によっては、9年後の姿としての目標があっていいと考える。

(ウ) 検証委員会としての結論

学校としては、細かくされるとやりづらい、分かりやすさとしては、具体的なものが需要だというそれぞれの意見が出されている。事務局から示されている小中一貫教育の定義については、「直面する教育課題や義務教育最終年度に目指す具体的生徒像を小・中学校で一本化し、その実現に必要な様々な資質・能力を、意図的・計画的・段階的に身に付けさせることを目的とした系統性・継続性のある教育」ということで、概ね良いと考える。

イ 施設一体型小中一貫校について

(ア) 事務局からの提案

現在進めている施設一体型小中一貫校としての取組を、継続して進めていく。平成28年に改正された学校教育法に基づく「義務教育学校」への移行についてどのように考えるか。

(イ) 委員からの意見

- 今の子供たちは、入学した時から村山学園なので、村山学園でなじんでいる。そして、村山学園という名前は、全国的にも広まっている。学校の名前については、実際には3つを使い分けなければならないことが、教員にも子供たちにもあり、難しい場面もある。部活動の試合でも、生徒になじみのある村山学園ではなく、二中ということで出なければならない。受験の際にも、基本は二中で、私立の一部は村山学園でも大丈夫である。

村山学園の取組は、小中一貫教育を追求することが目的ではなく、今、現状の課題をどう解決するかを考え、環境をどう生かすかということで進めてきた。9年間のイメージを共有することはとても重要で、他地区から移動してくる教員の理解や慣れといったものは、常に課題としてある。そのため、思い切って義務教育学校ですといった方がいいのではないかと考えている。

教育内容は既に取り組んでいることが多いため、大きくは変わらない。施設については、小・中学部の子供たちがどう使うかを考えているので、合同でできている。

小中一貫教育を進めていく中で、子供たちの生活指導上の課題は減った。そ

して、学力調査での効果においても、部分的に出始めているところもある。

- 自分の経験からいうと、義務教育学校にするデメリットはほとんどない。また、武蔵村山市では、学校選択制をしいていることが大きい。義務教育学校にすることで、様々な取組を柔軟な形で進めることができる。

何よりも大きいのは、教員の意識改革をすることである。小中一貫校といっても、それぞれの教員の意識が変わらなければ、子供たちへの成果はあらわれない。

- 村山学園の取組が、より発展するためには、義務教育学校にした方がよい。そして、大きいのは公募である。義務教育学校として、優秀な教員を公募で引っ張ってこられる。市全体のことを考えても、未来に向けて可能性を広げられる移行であればよい。
- 事務局の説明で、教育課程の特例の説明があった。新しい教科をつくったり、指導の内容を入れ替えたりすることで、村山学園に転入してくる児童・生徒はついていけるのか。
- 一校長としては、義務教育学校への移行の是非については、理解が難しい。施設一体型や隣接型などでの経営経験のある先生方でないと、責任が重く、賛成とも反対とも言いにくい。
- 保護者や地域に対しては、十分に説明をすることが必要である。
- 小学校への入学時の説明を、もっとしなくてはいけないと思う。以前は、村山学園の学区以外の子は村山学園を選択できるが、村山学園の学区の子は、村山学園しか行けなかった。大南学園が開校したことで、村山学園の学区の子も、少数ではあるが、七小を選ぶようになった。選択制があることで、だいぶ柔軟になった。
- 小中一貫教育の内容については、変える必要はないのかと思う。義務教育学校としての説明は、地域や保護者に時間をかけてしていかななくてはいけないのかと思う。
- 義務教育学校の公募があることは大きい。意欲のある先生が来てくれることが望ましい。
- 義務教育学校にした方がよいと考える。現校長の後任として、いずれ次の校長が着任することになるが、義務教育学校としての形があったほうが、後任者にとってはやりやすいと思う。

#### (ウ) 検証委員会としての結論

義務教育学校へ移行するメリットがあり、望ましいと考えるが、保護者・地域の理解を得るために慎重に進めるべきである。

#### ウ 施設隣接型小中一貫校について

##### (ア) 事務局からの提案

大南学園は一つの一貫校としての形ができています。今後の大南学園については、これまでの小中一貫の取組の成果を踏まえつつ、学校の一層の特殊化を図ってい

くのではなく、「どの小学校から上がっていただいても大丈夫です。」と言える教育をしていくことが望ましい。

(イ) 委員からの意見

- 当該校の校長から見ると、村山学園を手本にしてという気持ちが教員にはある。もっと「一貫」として、子供が入り交じってできればよかった。ずっとそう思いながらも、やれることをやってきた。実際にやってきた中で、これがベストなのかなあと思う。兼務発令を受けて、もっと交流を増やしたいと思うことはあるが、今やっていることを洗練させることでいいと思う。
- 市として、隣接型小中一貫校をどうしたいと考えるのか。他の小・中学校との違いや特色を示したいと考えているのか。その考え方が伝わっていない住民がまだいると思う。施設隣接型小中一貫校としての特色化を、あえて示さなかったところがよかったのではないか。中学生になると、七小から来た子たちは、普通に学園歌を歌えるが、他の小学校から来た子たちは、学園歌が分からないので、当初戸惑いはあるかもしれない。しかし、すぐになじんでいく。どの小学校から来ても大丈夫である。

(ウ) 検証委員会としての結論

施設隣接型小中一貫校については、これまでの取組を十分に踏まえ、地域の意見・要望に応えられる小中一貫教育を進めていくことが望ましい。

エ 施設分離型小中一貫教育について

(ア) 事務局からの提案

施設分離型小中一貫教育について、前項で検討した小中一貫教育の定義に基づき、これまで通り第一中学校区、第三中学校区、第五中学校区の三つの中学校区にて行うことといたしたい。

(イ) 委員からの意見

- 4年前に開催した小中一貫教育全国サミットでは、分離型では小中連携として示した。施設一体型や施設隣接型でないと、様々な制約があって、やりたいことができないというジレンマもある。小中一貫校というと、地域の理解は難しい。小中一貫校と小中一貫教育の違いについて、説明をしっかり行わなければならないのではないか。施設分離型では、小中一貫での取組をあまりできないという点がある。
- 分離型では、五中校区も一中校区も小中一貫教育の取組を進めていたが、三中校区が進んでいなかった。合同研修会を開始して、やっと小中一貫教育として理解が進んだような気がする。そういったことがないと小中一貫教育は進展しない。
- 五中校区は、地域はもちろん、4校の連携は強いと感じている。教員としては、小中一貫教育の取組に対しての抵抗はない。
- 学校選択制とからんで、学校に対して、保護者から、「途中から入って大丈夫か」との相談がある。小中一貫教育の特色を創りすぎることで、他の学校との

差別化を図ってしまうと、地域や保護者の不安をあおる面もあるのではないかと思う。

- 市の中には、施設一体型、隣接型、分離型、またそれ以外の小・中学校という、いろいろな形があるのもいいのではないか。小中一貫教育の定義ならば、これでも理解できるのではないか。
- これから子供を小学校に通わせる保護者の中には、九小に行くべきか、四中を見こして七小に入れるべきかを考える方もいる。相談をされれば一緒ですよと言うようにしているが、保護者に十分に理解してもらえていないのが現状である。
- 保護者からすると、施設分離型というのは、一体と変わらないように感じる。小中一貫は、小学校入学から考えないといけない。

(ウ) 検証委員会としての結論

内容としては、これまでの取組を継続しつつ、地域・保護者への十分な説明をして理解を得ていく。

地域・保護者にとっては、文面からの解釈は難しいと考えるため、これまでの取組を継続していくとしても、地域や保護者に対して、十分な説明が必要である。内容や取組を変えていくのではなく、分かりやすい説明が必要である。

# 參考資料編